

「院外処方箋 疑義照会簡素化プロトコール」の運用方法について

当院では、令和6年5月より、調剤上の形式的な変更に伴う疑義照会を簡素化し、患者さんへの薬学的ケアの充実及び処方医や保険薬局での業務負担軽減を図る目的で「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」（以下、プロトコール）の運用を開始しております。

プロトコール利用時のお願い

当院でのプロトコールを適正に運用するにあたり、疑義照会簡素化の趣旨や各項目の内容など、事前にプロトコールをご確認いただいた上で、院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール合意書（以下、合意書）を交わすことを必須条件としております。

参加をご希望される場合には、当院薬剤部宛に合意書をご提出ください。

また、プロトコールに基づいて処方変更・調剤した場合には、「疑義照会簡素化プロトコールによる変更報告書」（以下、変更報告書）に必要事項を記載し、当院薬剤部宛にFAXをお願いします。

プロトコール使用までの流れ

1. プロトコール確認後、合意書を2部ダウンロード（保険薬局保管用と当院保管用）し、必要事項（乙の部分）を記載したうえで、返信用封筒とともに当院薬剤部宛に郵送してください。

静岡市立清水病院 薬剤部

〒424-8636 静岡市清水区宮加三 1231

2. 当院薬剤部にて運用開始日及び登録番号を記入後、1部を保険薬局へ返送致します。
※登録番号は変更報告書を提出する際に必要となります

3. 合意書に記載された運用開始日よりプロトコールの使用が可能となります。

注) プロトコール内容の変更、保険薬局代表者の変更に伴う、新たな合意書の締結は行いません

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコールに関する問い合わせについて

問い合わせ先

静岡市立清水病院 薬剤部

電話番号 054-336-1111 (代表)

FAX 054-336-1313

時間 平日 8:30~17:15 (休日を除く)